

しかしながら、不法行為の要件事実の主張立証責任が、それによる賠償を請求する原告に存することは、民事訴訟における基本であり、それを否定するような原告らの主張が失当であることは明白である。

原告らは、その主張の根拠として、地方自治法1条の2により、地方公共団体である被告北九州市が原告らの生命・身体・健康を保護する立場にある旨述べているが（原告ら準備書面3の7ページの③のi）、同条は抽象的な公法上の原則を定めたものに過ぎず、民事訴訟における立証責任とは全く関係がないので、原告らの主張は成り立たない。

2 仮処分抗告決定書の援用について

本件原告らの一部を債権者とし、被告北九州市を債務者とする御庁平成24年（ヨ）第63号震災がれき搬入・焼却禁止仮処分申立て事件について、御庁第1民事部は、債権者らの主張を却下した（乙ロ第13号証）。

これに対し、上記債権者らは、福岡高等裁判所に即時抗告を申し立て（乙イ2 平成24年10月29日付 保全抗告申立書）、その際、本訴における原告ら準備書面3の第4（健康被害等の主張・立証責任）と全く同様の主張を展開した（同申立書 第3の2 争点①（健康被害等の主張・立証責任））。

しかしながら、同裁判所第3民事部は、「地方自治法1条の2は、地方公共団体の存立目的と役割並びにその趣旨を達成するための国と地方公共団体の役割分担の在り方の基本及び国が地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施にあたって、地方公共団体の自主性及び自立性の発揮に関し、国として遵守しなければならない事項について規定するものであって、本件における立証責任を地方公共団体である相手方に転換することの根拠となるものではない」（乙イ3 決定書 第3の1（2））と判断して、当該主張を明確に排斥し、即時抗告を棄却している。

3 原告らの立証について

原告らは、放射性物質、クロム、ヒ素、アスベスト等の具体的危険性を明ら

⇒ 5 争点① (健康被害等の主張・立証責任)

かにする医学的・科学的な資料を全く提出しておらず、その主張するところの原告らの健康被害の恐れは全く立証されていない。

第3 原告に損害が生じているかどうか疑わしいこと。

1 本訴の目的について

原告らの代理人である斎藤利幸弁護士は、「北九州震災がれき訴訟」と題するホームページにおいて、本訴の目的について、以下のとおり説明している。

「1. この訴訟の目的は、いわゆる広域処理の違法性を明らかにし、それによって、がれきの搬出・搬入そして焼却を止めることが目的です。2. この目的からすれば、損害賠償(慰謝料)請求訴訟というのは、少し的外れに見えます。3. しかし、これは我が国の裁判を受ける権利が、抽象的な違法性の有無確認の訴訟を許さず、公務員の違法行為によって、どのような権利侵害がなされたのかを主張しなければならないという仕組みから、やむを得ず、違法行為による精神的苦痛の発生という、権利侵害を主張することになったのです。」(乙イ4)

すなわち、原告らには具体的な損害は何ら生じていないにもかかわらず、広域処理に反対する手段として損害賠償請求訴訟という形式で本訴を提起したことを原告ら代理人弁護士が自認しているというべきである

2 本訴の原告らについて

原告らの代理人弁護士は、同ホームページにおいて、本訴の原告をインターネットを利用して広く募集していたものである(乙イ4)。本訴において被告は、原告らの中に遠方に居住する者がおり、どのような損害が生じているか不明である旨指摘したが(被告北九州市準備書面(1)の7ページ第1段落)、原告らはこれに反論できなかった。これは、原告らの大多数が上記原告ら代理人弁護士の

呼びかけに応じて、震災がれきの広域処理に反対する目的で原告に加わったためと思われ、真に、これら原告らに損害が生じているか否かについては、慎重な判断が求められるべきは当然である。

第4 原告らの求める認否及び求釈明について

原告らは、準備書面3の第5及び第6において、被告北九州市に認否及び釈明を求めているが、このうち、第5の(6)の⑤及び(7)の①と②は認める。

その他については、前記のとおり、原告らは被告北九州市の行為と原告らの主張する損害との因果関係を立証しようとせず、そもそも原告らの主張する損害の存在自体が疑わしいものであるから、民事訴訟である本訴の遂行上必要なものと思われる。